

への繰入れも場合によつては認めるというようなことになつておりますけれども、ほかに、預金保険機構の勘定の中には、金融再生勘定とかいろいろなものがござります。それぞれ勘定があつて、目的ごとに勘定を分けて、それで、しっかりと区分して管理しましようよということでこうした勘定を設けてはいるはずなんですが、最近、何か、いろいろな法改正をするたびに、こつちの勘定からあつちの勘定にお金を移していくよというようなことがどんどん起きているのはなかなかうかがふ。ともすれば、今回のようくに、金融機能強化勘定から、今回の交付金制度、お金を出しますよというようなことになつてくると、だんだん、預金保険機構が持つっている資産が、金融厅の、何か自分の財布のような使われ方になつてしまつてゐる感じやないのか、こんな心配もするわけでござります。

で、その金融勘定の内容というのは極めて明瞭であることは変わりはありませんので、御指摘は当たらないということになります。

○櫻井委員 時間になりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でござります。

て、経営環境が厳しさを増してございます。最近の決算を見ましても、中間純利益の減少、それから約六割の地域銀行が減益という状況にございまして、地域金融機関のビジネスモデルといったもののを探っているという状況にございます。

本法案は、こうしたことを踏まえまして、それぞれの地域の実情に応じて、経済の回復、再生を力強く支える金融機能を確立するということを目指的といたしまして、金融グループの業務にデジタル化、地方創生などに資する業務を追加するなど業務範囲規制の見直しを行い、金融機関が當む業務の選択肢を拡充するということでございます。あわせまして、こういった中で、先ほどからござります預金保険機構の資金交付制度というものを創設するという措置を盛り込んでいるところでございます。

○清水委員 配付資料の一を御覧ください。

これまでも金融庁に作成していただいた資料なんですが、

台頭によります新たな争奪の進展といたる所な  
様々な要因がありまして、そういうことで経営環  
境が厳しい状況にあるというふうに認識をしてお  
りまして、今御指摘のありました顧客向けのサ  
ービス業務利益についても、まさに、そういう状況  
の中で半数ぐらいの地域銀行が赤字になつてある  
ということだと承知しております。

本来、本当に必要なお金であるのだからちゃんと主計局とそれから財務大臣を説得をして、一般会計としてお金を確保するべきものだというふうにも思うのですが、何か、こういうぞんざいな使い方をしていくというのはやはり問題だと思いますが、金融担当大臣として、そして財務大臣として、この点についてどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○越智委員長　麻生大臣、時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○麻生国務大臣　こういう質問は一番最初にしていただくと丁寧に説明できるんですけれども、意図的に後にされておられるのかどうか知りませんけれども、後で説明が不足だったとか言われても、委員長に言つてくださいね。はしょりますので、時間がないというのであれば、繰入れ規定に基づく繰入れということをやつておりますので、金融機能強化勘定の廃止というとおりに限られますから、金融機能強化勘定の廃止の際の繰入れというのは同勘定のいわゆる債務超過の範囲内に限定すると書いてありますので、そういうたなどの措置を講じております。

他方で、銀行自身の状況でございます。御指摘もございましたとおり、資金需要の継続的な減少、それから低金利環境ということがございま

すお伺いしたいと思います。

○古澤政府参考人　お答え申し上げます。

今岩原先生の指摘と重なるところが多いかなと思いますが、我が国におきましては、人口減少、少子高齢化が深刻さを増しており、特に地域の社会経済を活性化していくことが緊密の課題となつてゐるということでございます。

加えて、先ほどからも御議論はございましたけれども、コロナウイルスの影響もございまして、会経済を活性化していくことと、ございます。

すが、これを見ますと、地域銀行の本業収益の悪化というものが大変深刻でございまして、本業赤字化行数比率は、若干の改善はあるものの、二〇一九年度で四五%と、約半数の銀行が赤字です。深刻なのは、五期連続して赤字となつた銀行数が、二〇一五年度の十四行から年々増え続けまして、一九年度には三十一行と倍になつております。

先ほどの岩原教授が述べました超低金利、マイナス金利下の銀行収益の悪化、これを本改正の要因の一つと指摘し、先ほど金融庁の答弁もまさにそのとおりだったわけですが、やはりここは、安倍政権の下で行われてきたアベノミクスの第一の矢、大胆な金融政策の副作用で、結局、地域銀行の本業の収益が悪化していると見るべきではないでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

地域銀行の経営環境について申し上げますと、まず、地域における人口減少ですか高齢化の進展、あるいはそれに伴います事業者数の減少など、構造的な課題がございまして、それに、低金利環境の継続ですか、デジタル化ーションの

○古澤政府参考人 お答え申し上げます。  
収益につきましては、今、監督局長からも答弁させていただきましたけれども、この要因だけではなくて、本当に様々な要因で決まっているところでございます。  
他方、先ほども申し上げましたとおり、今回の法律改正におきまして、業務範囲の選択肢というものは相当広がりを見せるのではないかというふうに考えてございます。こういった中で、それぞれの地域金融機関が、それぞれの地域の実情に合わせまして業務の範囲を拡大し、お客様とのリレーションを高めていくという中で、全体の収益を高めていくということを期待しているところでございます。  
ただ、それぞれの実情は様々でございますので、どのぐらいのところにつきましては、御容赦いただければと思います。  
○清水委員 正直な答弁だと思うんですね。これだけをもってなかなか期待することが述べられないというところだと思います。  
やはり、一般的の融資や国債の運用で利益を上げ



<p>○ 清水委員 大臣には私は私に対する質問権はございませんので、その場で質問されても、これはなかなか委員会は成り立たないんじゃないかなというふうに思いますし、菅総理が何度も言っているようないいぶりは、私はしておりません。私の質問には、いつも麻生大臣、何か一言申し上げてからでないと答弁しないという傾向が強いと思うんですけれども、私に対する愛情なのかシンパシーなのか、そういうふうに捉えて、ここはちょっとおいておきたいと思います。</p> <p>去年導入されました独禁法の特例の下で銀行の合併が進んだ場合に懸念されたこと、これは銀行利用者にとっての利便性の低下であります。競合する銀行がなくなります、地域金融機関の統廃合が進んでいくと、経営統合が進むと。地方の中小企業や個人の方が、例えば融資が受けられないとか、あるいは条件が悪化するとか、あるいは支店の統廃合が進んで店舗がなくなる、ATMがなくなるなど利用者にとって銀行へのアクセスが困難になるなど、懸念されるわけであります。</p> <p>今回の法改正で銀行の合併や経営統合を進めるに当たって、利用者にとって利便性の悪化が発生しないような措置というのがこの法律案で取られているのか、そのことについて御説明いただけます。</p> <p>○ 粟田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の、銀行が顧客情報を利活用する場合の同意の取り方でございますけれども、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインといふものがございまして、その中で、本人が同意に係る判断を行つたために必要と考えられる合理的な適切な方法によるというふうにますされているところでございます。</p> <p>その上で、金融機関につきましては、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインといふことで規定されてございまして、原則として、電磁的記録を含みますが、書面によるということとされておりまして、当該書面による記載を通じて、個人データを提供する第三者、それから第二者の利用目的、そして第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることを求めているというところでございます。</p> <p>○ 清水委員 時間が参りましたので、質問を終わ</p>
<p>ります。</p> <p>○ 越智委員長 次に、青山雅幸君。</p> <p>○ 青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。</p>
<p>組みにしておるところでございます。</p> <p>この合併特例法によらない合併におきまして、も、合併認可の際においては、当然、利用者利便がどうなるのかということについては、我々として十分確認をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>○ 清水委員 國際センターの問題もちょっと聞きなつかつたんですけども、時間がありませんので、最後に、二年前の資金決済法の改正で、顧客本人の同意を得て、顧客に関する金融機関のビッグデータの利活用というのが認められております。</p> <p>これは確認したいんですけども、預金者の預金情報や融資状況などを利用できることとなっておりますが、これは本人に対してはどのような同意を求める事になつてます。</p> <p>○ 古澤政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今御指摘の、銀行が顧客情報を利活用する場合の同意の取り方でございますけれども、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインといふものがございまして、その中で、本人が同意に係る判断を行つたために必要と考えられる合理的な適切な方法によるというふうにますされているところでございます。</p> <p>その上で、金融機関につきましては、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインといふことで規定されてございまして、原則として、電磁的記録を含みますが、書面によるということとされておりまして、当該書面による記載を通じて、個人データを提供する第三者、それから第二者の利用目的、そして第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることを求めているというところでございます。</p>
<p>本日も大変貴重な質問の機会、ありがとうございます。</p> <p>この合併特例法によらない合併におきまして、早くでございます。</p> <p>先ほど清水議員の議論の中にもございましたけれども、今回の銀行法改正案、率直に申し上げまして、本業で銀行が稼げなくなるてきている。それを借りると預金者がからいたくものに払う利息は、貸出しと預金者がからいたくものに払う利息の利ざやの幅が、金利がずっと低下していることです。</p> <p>これは確認したいんですけども、預金者の預金背景として、本業が稼げないものですから、言葉は悪いですけれども、いろいろなことに手を出していいいるんですが、これは本人に対してはどのような同意を求める事になつてます。</p> <p>○ 古澤政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>委員の御指摘ございましたとおり、銀行をめぐる環境を見てまいりますと、資金需要の継続的な減少、それから、低金利環境によって経営環境が厳しく本業以外のものが規制されておるのは、いたいで、何とか存続してもらいたいというような実質なのではないかなと私も考えております。</p> <p>ただし、そもそも、こういった銀行法で銀行が严しく本業以外のものが規制されておるのは、いろいろなことに手を出して、それによつて人様からお預かりしている大事なお金に何か損害が及ぶようなこともありますけれども、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインといふものがございまして、その中で、中間純利益は前年同期比一割減少、約六割の地域銀行が減益といった状況、これがまず銀行の状況でございます。</p> <p>他方、経済全体を見てまいりますと、人口減少、少子高齢化の深刻さを増して、それから地域の社会経済の活性化が喫緊の課題になつて、これが世界全体の状況でございます。</p> <p>そこで、お客様の状況ということでございます。そして、お客様の状況といふことでございまして、新型コロナの影響もございまして、企業の中には、財務面での課題への対応、それからデジタルトランスフォーメーションへの取組が求められているといつたところが出てきておりまして、銀行はこうしたお客様、企業をしっかりと支援していくことが求められている。</p> <p>本法案は、こうした状況を踏まえまして、それぞの地域の実情に応じて経済の回復、再生を支えるという、金融機能を確立するという課題に対応しようというものです。</p> <p>先ほども申し上げましたけれども、デジタル化、地方創生などに資する業務を追加するという政策を取つておられて、今言つたような状況は更に厳しさを増していると思います。</p> <p>私たちの事務所で、財務省及び金融庁の公表しているデータと資料を基に、過去十年間の十年物国債の金利と地域銀行の利益推移を配付資料の一とおりグラフにしてみました。そうすると、やはり、特に実質業務純益、当期純利益の方はいろいろ株を売つたり何やかんやで更に上乗せがありま</p>